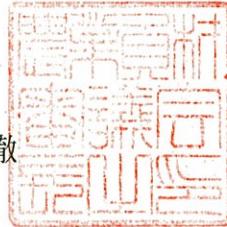


元消安第 3522 号
令和元年 11 月 20 日

農林水産大臣 江藤 拓 殿

農業資材審議会長 松井 徹



組換え DNA 技術応用飼料添加物の安全性の確保に支障がないこと等の諮問
について（答申）

令和元年 5 月 24 日付け元消安第 147 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 2 の 2 ただし書の規定に基づく組換え DNA 技術により得られた生物を利用して製造する飼料添加物の安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準（平成 27 年農林水産省告示第 2565 号）の規定に基づき、次に掲げる組換え DNA 技術応用飼料添加物が高度に精製され、安全性の確保に支障がないことを確認する。

ATC1562 株を利用して生産された 25-ヒドロキシコレカルシフェロール